

令和7年12月19日

計画調整局 乾式電子複合機(カラー及び白黒)長期借入[単価契約]

質問回答書

大阪市計画調整局

項目番号	質問内容	回答
1	仕様書【7. 5(3)] モノクロ複合機にはICカード認証機能の装備は不要の認識で良いでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	仕様書【7. 4(2)] シンクライアント端末へのインストール等の貴市でのみ実施できる作業は対象外である認識で良いでしょうか？	お見込みのとおり、設定作業において本市職員にのみ権限が付与されている作業は対象外となります。
3	仕様書【7. 2(6), 7. 5(3)] 印刷指示後、複合機本体にパスワードを入力してから出力できる機能を有すること。と記載ございますが、ICカードでの認証利用についても記載がございます。 実際の印刷時の流れとして、PCより印刷指示後、ICカードをかざして認証ログインし、個人の印刷ジョブを選択する際にパスワードを入力する運用で相違ございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	仕様書【7. 5(3)] 必要なICカードの枚数をご教示いただけますでしょうか。	カラー機1台の運用に必要となる枚数を最小単位とし、合計6セットをご用意いただく予定です。 例えば、カラー機の運用においてカラー印刷とモノクロ印刷の切替に1枚ずつカードが必要となる場合は、合計12枚ご用意ください。
5	仕様書【7. 6(3)] 本市が指定する管理番号を貼ること、と記載ございますが、管理番号シールについては、発注者にてご準備いただける想定で相違ございませんでしょうか？	本市で用意することも可能です。
6	仕様書【7. 4(2)] セキュリティ上の観点から、既存のPCへのドライバインストールについては、受注者側の作業員で全数分を操作することは可能な限り避けたく、代替案として管理者のPC数台へインストール作業後、残りの職員分のPCについては、ドライバインストール手順書を提供し、貴市イントラ内にて掲示等いただき、各自で対応いただく方法が双方にとっても望ましいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか？	設定作業において本市職員にのみ実施権限が付与されている作業以外は調達仕様に含まれますので、受注者で作業可能なPC全てについて導入を行っていただく必要がございます。
7	仕様書【8】 保守対応にあたり、受付および作業時間の明記がございませんでしたので、確認となります。弊社ご提案機種の保守対応については、受付時間が平日9:00~17:30、作業対応時間が平日9:00~17:00となります。(土日祝日および年末年始等指定休日を除く)またメーカーHPから24時間問い合わせフォームより修理依頼を受け付けております。(当日もしくは翌営業日に保守員より電話にて連絡)貴市ご認識と相違ございませんでしょうか？	相違ございません。
8	仕様書【8(2)] 「機器については毎月1回は定期点検を行うこと。」と記載ございますが、点検の日時については設置先職員の支障をきたさないように配慮したうえで、受注者の任意の日時および点検内容で実施させていただいてもよろしいでしょうか？	点検の日時について指定はございません。 点検の内容についても指定はございませんが、点検後の結果報告をお願いします。
9	仕様書【9(2)] 「本市の組織改編などにより機器を移設が必要が生じた場合は、本市の指示により受注者が移設作業を行うこと。」と記載ございますが、移設元および移設先の担当者の指示のもと、有償での作業を想定しておりますが、発注者のご認識と相違ございませんでしょうか？	移設作業において受注者の保守サービスに含まれない作業がある場合は、有償による作業の実施を依頼する可能性がございます。
10	仕様書【10】 報告にあたり、発注者指定フォームでの報告となりますでしょうか。また弊社より、管理者PCと同一ネットワーク下の機器を管理(モノクロ・カラー枚数、両面カウント数、設置グループ毎のカウント数)可能な管理ソフトを管理者へ無償提供し、それにより機器ごとのカウント数に加え、トナー残量等も確認が可能です。毎月の報告であれば受注者からの報告後に内容を確認いただくかと存じますが、本ソフトでの運用であれば、報告前に発注者側で常時確認が可能となるため、実運用上は効率的かと存じます。報告の代替案として、上述運用で報告とみなしていただくことは可能でしょうか？	使用状況報告について所定の様式はございません。 管理ソフトによる運用でも問題ございませんが、仕様書記載の項目について毎月の情報(毎月1日~末日の総計)を出力する機能が必要です。
11	契約書(案)【物品借入契約における特約条項の条文第2条】 受注者が委託する場合は、委託先事業者は大阪市入札参加有資格者名簿情報に登録されている事業者でなければならないとの認識ですが、相違ございませんでしょうか？併せて、承認種目については、本件入札参加資格要件に記載された当該種目にて登録されていることが要件との認識ですが、相違ございませんでしょうか？	委託先事業者は、大阪市入札参加有資格者名簿情報に登録されている事業者である必要はありません。また、承認種目の要件もありません。
12	契約書(案)【物品借入契約における特約条項の条文第2条】 再委託を御承諾頂く要件等は、ございますでしょうか？	保守を委託する場合の委託先事業者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではないことに加え、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書をご提出いただくことが必須要件となります。 また、上記の要件に關わらず、委託する事業者について、委託する業務を適切に遂行できないと本市が判断した場合は、委託を承諾しません。 なお、受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施していただく必要があります。
13	契約書(案)【物品借入契約における特約条項の条文第2条】 『あらかじめ』とは、契約締結の前後の何でしょうか？	契約締結後、委託する保守業務の開始までにという意味になります。 なお、保守以外(機器の据付、接続及び調整、インストール作業等)を委託する場合は発注者の承諾は必要ありません。
14	契約書(案)【物品借入契約における特約条項の条文第2条】 『その他必要な事項』とは、具体的にどのようなものでしょうか？	委託をする業務内容、委託をする期間を想定していますが、本市が承諾の判断をするために必要と考える事項が別途あれば、指示させていただくことになります。